

公立大学法人敦賀市立看護大学災害危機管理対策委員会規程

平成27年5月12日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学組織及び運営に関する基本規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第6号）第7条第1項の規定により、災害から公立大学法人敦賀市立看護大学（その設置する大学を含み、以下「本学」という。）の学生及び教職員の安全を確保することを目的として、本学に設置する敦賀市立看護大学災害危機管理対策委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地震等の自然災害及び火災、原子力災害等の人為的災害（以下「災害」という。）に際して、本学の学生及び教職員の安全を確保し、財産的損害の発生及び拡大を防止するための計画の立案及び実施に関すること。
- (2) 本学の学生及び教職員に対する防災知識の教育及び危機管理意識の啓発に関すること。
- (3) 本学の学生及び教職員に対する防災訓練の実施に関すること。

2 委員会は、前項の審議内容を踏まえて、本学の災害への対処方針を作成し、常時その内容を見直すものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、理事長が本学の職員のうちから指名する委員5人以内で構成する。

2 前項の規定による委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし補欠の場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は理事長が指名する委員をもって充て、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

2 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

2 第2条各号に定める事項又はその関連事務を担当する事務職員は、委員会に出席し、議題となっている事項について意見を述べるることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、事務局総務企画課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会の議を経て理事長が定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

附則（令和3年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第3号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。